

●補充質疑

子ども条例について

◆福田たえ美 委員 私からは、子ども条例についてまず伺ってまいります。

一九八九年に国連で採択されました子どもの権利条約の批准国である我が国は、長年、子どもの権利を直接守るための法律を持っていませんでした。だからこそ、子どもを守る仕組みは不十分であり、子どもの自殺や虐待がなくならず、一層深刻化をしております。

二月二十五日に、子ども政策の司令塔となるこども家庭庁を設置するための法案を閣議決定いたしました。内閣府の外局として来年四月一日に発足させるということになっております。子どもをめぐる虐待やいじめ、不登校などの課題に政策の縦割りを排して対応するためです。法案では、子どもの安全で安心な生活環境の整備に関する政策の企画、推進や子育て家庭への支援体制の構築のほか、地域の適切な遊び場の確保や虐待やいじめの防止に向けた体制の整備などに当たるとなっております。

我が党として、こども家庭庁の創設と併せて、子どもを権利の主体として位置づけ、その権利を保障する総合的な法律として子ども基本法の制定を求めてまいりました。国を挙げて子どもの権利を横断的に守っていく動きが加速化をしております。子ども基本法の特徴は、子どもの権利条約に基づき、子どもの権利をいかなるときも保障するための総合的な政策を推進する、であります。

本区においては、子ども条例というものがあります。この条例が制定されてから約二十年が過ぎております。その間には、障害者差別解消法の施行や、また、世田谷区においては、世田谷区多様性を認め合い男女共同参画と多文化共生を推進する条例制定なども行われました。これらを踏まえた上で、改めて子どもの権利条約の生命、生存及び発達に対する権利、子どもの最善の利益、子どもの意見の尊重、差別の禁止と、これらの視点を改めて確認しながら、条例制定から二十年が経過をした本区の子ども条例を改めて見直す時期と考えます。

実効性ある条例にしていくために、権利条約の子どもの意見の尊重と差別の禁止の観点から、障害の有無や国籍の違いやジェンダーなど、様々な立場の子どもたちが安心して意見を言える環境をつくり、子ども条例に息を吹き込む現代に生きる条例へとすべきと考えます。

条例制定から二十年が経過した子ども条例を現代に即した条例へと見直すために、様々な立場の子どもたちが安心して意見を出し、条例に反映ができる取組を考えるべきと思いますが、区の見解を伺います。

◎柳澤 子ども・若者部長 区は、平成十四年四月に、全ての子どもの権利が守られ、健やかに育つことのできるまちづくりを掲げた世田谷区子ども条例を施行し、その後、子どもの人権擁護機関、せたがやホッと子どもサポートの設置や、子ども・子育て応援都市宣

令和4年3月 予算特別委員会 質疑 福田たえ美

令和4年3月24日



言の発布、区立児童相談所の設置など、様々な子ども・子育て施策に取り組んでまいりました。

令和四年度は、子ども条例が施行されてから二十年を迎えることを契機とし、子ども・子育て会議に子どもの権利部会を設置いたしまして、この間の条例や権利擁護を含めた子どもの施策について改めて評価、検証し、議論を行う予定でございます。

また、障害の有無にかかわらず、広く子どもたちが意見表明できる機会として、子どもを対象としたワークショップや若者が参加してのシンポジウムの開催を予定しております。子どもの権利部会での議論に反映させてまいりたいと思っております。

今後も、区民とともに、全ての子どもの権利が守られ、生き生きわくわく育つことができる地域社会づくりを推進してまいります。

◆**福田たえ美 委員** ぜひともこの新たな社会状況、区民の実感に即した条例に見直しを行っていただきたいと思っております。

次には、区長にお伺いをしていきたいと思っております。世田谷区の子ども条例制定から約十三年を過ぎた平成二十七年三月三日に子ども・子育て応援都市宣言を行っております。この宣言は、条例を形骸化させないストッパーとなり、都内でも子ども・子育てが安心ナンバーワンの区であると自信を持って言えるものだと捉えておりました。

ここで区長にお伺いしますが、区長自身、子ども条例制定後、子ども・子育て応援都市宣言を出されていますが、この条例に関して、まずどのように受け止め、考えていらっしゃるか、お伺いいたします。

◎**保坂 区長** 平成十三年の世田谷区子ども条例ですが、他区に先駆けて、世田谷区が子どもを育てる地域づくり、子育てがしやすい環境づくりに取り組むことを示した、また、子ども自身の視点にも立った画期的な条例だったと考えています。

認知症とともに生きる希望条例を制定する際にも参考にしたのは、できるだけ分かりやすい平易な文章で書かれているというのも特徴だと思います。今御紹介の子ども・子育て応援都市宣言、さらにその子ども・子育てだけじゃなくて子ども自身を応援するという視点も織り込んだつもりです。この間、区立児童相談所がスタートしました。また、長年の保育待機児の問題も解消に向かいました。

一方で、先ほどからの他会派のやり取りにもあったように、子どもがコロナ禍の二年間で大変孤立し、そして苦しい状況、また、子どもの貧困の社会問題化、虐待事件の増加等、かなりこの二年間厳しい状況になってきているなということも感じております。

こうした中、子ども条例が施行された二十年目という機会を捉えて、全ての子どもや若者は一人一人が垣根のない権利の主体である、そして、自らにとって最善の利益を保障されるんだと、そういう観点から、この子ども条例、そして子どもの諸権利について、まさに当事者である子どもや若者が意見表明し、区民とともに議論し、そして生き生きと育つ

令和4年3月 予算特別委員会 質疑 福田たえ美
令和4年3月24日



ことができる、地域に根差して頑張っていける、そんな議論を経て、しっかりと深化をさせていきたいという思いを持っております。

◆福田たえ美 委員 区長の今の御答弁で、まず、この条例が政策をぶれずに進めていくためには大変大切な羅針盤であるということと、あと、今の現在の状況に合わせて一層バージョンアップを図られるという意気込みをお聞きすることができました。

しかし、この世田谷区の子ども条例が制定されて今二十年が過ぎてまいりましたが、少し私も振り返りますと、条例って何なのかなというふうに疑問に感じるところもありました。条例の第三条に、「子どもがすこやかに育つことを手助けし、子どものすばらしさを発見し、理解して、子育ての喜びや育つ喜びを分かち合う」とあります。また、子ども・子育て応援都市宣言では、「世田谷区は、区民と力をあわせて、子どもと子育てにあたたかい地域社会を築きます」とうたっています。

ところが、先日の福祉保健委員会の所管においても、また、公明党がずっと訴え続けました多胎児支援に関してですが、岡本委員から、多胎児を妊娠された妊婦健康診査の無償化に向けた区の助成も求めるとともに、二歳児まで十分の十の補助が出される多胎児支援事業が本区においてはゼロ歳児に限定していることに、区民の本当の声を聞いているのか、甚だ疑問です。

また、学童クラブの時間延長に関しましても、何回も何回も何回もアンケートを行い、何のために行っているのかという疑問が湧いてきます。アンケートの実施は、区が区民の皆様の声をお聞きしましたとのパフォーマンスにとどまり、一歩前に進める実態調査になっていないと感じております。孤立し、子育てに苦しむ区民の声は、アンケートでやっと声を届けても、全く区政に届かない。それでは、子ども・子育て応援都市宣言はパフォーマンスにしかありません。

また、学校給食費の無償化に関しましても、何度となく所得制限の撤廃を求めてまいりました。先日、我が党が行ったアンケート調査でも、給食費の無償化を求める声が多く寄せられました。涙で声にならない声も区政に反映し、誰もが世田谷区で子育てをしてよかったと言えるよう、暗闇にともしびを添える支援こそが、宣言をした区にふさわしいと考えております。

子ども条例や子どもの権利に関して、目標や基本姿勢は理解ができますが、個別の計画や施策へ実際に反映させなくては意味がありません。この点に関して、区長はどのように評価をされていらっしゃるのでしょうか。

◎保坂 区長 子ども条例の推進計画として令和二年四月に子ども計画（第二期）後期計画を定めまして、全体を貫くコンセプトに子ども主体を掲げて、様々な施策に取り組んでいます。後期計画に掲げる施策の実現、推進に当たっては、子ども・子育て会議等においても個別事業の進捗がどうなっているのか評価、検証を行っているところです。



権利条約で盛り込まれた意見表明権は、条例の十一条、子どもの参加で記されており、子ども、若者が置かれている環境を改善し、提案を実現する態度がとても必要だと考えております。

委員からいろいろ具体的に御指摘、改善要望をいただきました。子ども・子育て応援都市をバージョンアップする具体的な施策の在り方について、子ども条例に掲げる理念、そして子どもの権利保障を目に見える形で実現できるよう、検討を進めてまいります。全庁を挙げて、大事な時期だと、子ども条例から二十年ということ意識した取組を進めてまいります。

◆福田たえ美 委員 区長も多分同じだと思いますが、私たちが提案したそういう政策とかが実際に区民のところまで行き届いて、その方が笑顔になったら本当によかったなと思えると思います。ですので、この条例も、また宣言も、確実に計画、また区民の方に喜んでいただけたところまでしっかりと落とし込んでいただきたいと思います。

高校三年までの医療費無償化について

続きまして、高校三年生までの医療費無償化について伺ってまいります。

今回の第一回定例会において、高橋委員から代表質問で、高校三年生までの医療費無償化について質問をいたしました。都が示すスキームは、所得制限があることに疑義があります。

本区においては、区長の強い決意と実行により、中学三年生まで所得制限を設けず、医療費無償化が継続をされています。以前、中学三年生までの医療費無償化について、区長は、少子化が進行している、そして子育て、教育にかかる費用が増大していることから、子ども・子育て応援都市を掲げている以上、この制度は基盤的な意義がある、基盤をしっかり生かして、子育て負担、教育の負担の軽減と子どもが健やかに育つ社会基盤を整備していくのが区の責務と考えていると明確に御答弁をされておりました。変わらぬ区長の御決意をぜひ実行に移す準備を進めていただきたいと思います。

第一回定例会での高橋委員の代表質問に対し、区長の答弁には力強さを感じると同時に、都に対して力強く働きかけるというところが、東京都に責任を課し、都が所得制限でスタートした場合、区としてこの所得制限撤廃に向けた取組を本当に行っていく決意があるのでしょうか。改めて区長の御決意を伺います。

◎保坂 区長 私も、熊本前区長時代の完全無償化については、行政改革をめぐる議論の中で何度か見直しの俎上に上がったことがあります。これだけは絶対撤廃してはいけないという信念で継続をいたしました。

今般の高校三年生までの無償化に関してなんですが、東京都のいわばこの発表が、以前の本会議答弁で申し上げたとおり、どのような制度なのか、財源はどのようなのかについて、

区長会に対しても何の説明もできないまま二度ほど空振りで終わりました。つい最近説明がありましたが、それはマル乳、マル子の横引きということで、御案内のとおりに所得制限はありで、そして、完全にしたければ区のほうでどうぞという従来の姿勢と変わらなかったわけです。

これまで二十三区のやり取りの中で、私ははっきり決着させておきたいのは、東京都が、所得制限を超えて二十三区が上乘せしてきた部分は不要なんだと、勝手にやっているんだと、そんなものは勝手にやっているんだから評価しないよと。こういう姿勢はもう改めてもらいたいということを区長会全体としても都に申し上げていきたいというふうに思っております。

結論を言います。私は、中学三年生まで所得制限を設けていないのに、高校生世代だけ所得制限を設ける医療費無償化はあり得ないと思っています。しかし、そこを逆手に取って、完全無償化財源はそうおっしゃるんだから区の財源でどうぞと。これは、東京都のほうも、もう一回これまでの中学生までの無償化、あと三多摩の問題があります。こういったことをちゃんと見て、東京都も子ども基本条例ができましたので、ここで大きく転換するんだと。これだけ少子化ですから、そのことを区長会で求めながら、私としては高校生世代に所得制限をかけることは全く考えておりません。

◆福田たえ美 委員 区長、ありがとうございます。区長としては、所得制限を設けずに進めていくという御決意だということをはっきりと確認させていただきました。ぜひともよろしくお願いいたします。

新BOP学童クラブの延長について

最後に、学童の延長に関して伺ってまいります。我が党としては再三求めてまいりました新BOP学童クラブの時間延長について伺ってまいります。

私も、この新BOP学童クラブの延長を求めるお声を様々な区民の方からいただいておりました。ひとり親家庭で新BOPの時間に合わせ早い時間に切り上げるということは、今の仕事を辞める、また、改めて仕事を探すということは家計にも大きな影響があるといった、こんな不安な声もいただいておりました。時間延長を求める区民にとって、現状では不安が拭えない実態がうかがえます。

放課後児童健全育成事業は、児童福祉法に基づいて、小学校に就学している子どもで、その保護者が労働、疾病、介護などにより昼間家庭にいない子どもの放課後の時間帯において、子どもの育成支援を行うとともに、その家庭の子育てを支援すると位置づけられています。

働く社会の環境が今大きく変化をしてきております。全国の学童クラブの延長をそれは押し上げている状況です。本来、子どもの育成のために早い帰宅にシフトできる社会環境に変えていくことが一番だとは思いますが、現在は、働く環境に合わせた学童クラブの運

令和4年3月 予算特別委員会 質疑 福田たえ美
令和4年3月24日



営で子育て家庭を支援することが、子ども・子育て応援都市宣言を行った区の責務ではないでしょうか。

区内の二百近い保育園が十九時十五分を超えて延長保育を行っていることから、新BOP学童クラブの十八時十五分を超えての延長が必要なことは容易に想像ができると思います。我が党は再三、時間延長を求めてまいりました。五回にわたるアンケート調査を行っても、モデル事業を行っても、時間延長の実施に一步も踏み出さない区の姿勢に、またアンケート調査との言葉に、私たちは、前に進めないための理由を探しているのではないかと疑いの念が払拭されません。

新BOP学童クラブの実施時間延長モデル事業の再開については、アンケートを基に判断すると言っておりますが、今回のアンケートで何を判断するのか、お聞かせください。

◎柳澤 子ども・若者部長 区では、これまでも、実施時間延長モデル事業を実施するとともにアンケートを実施してまいりましたが、アンケート結果では、時間延長を必要とする一定程度のニーズは確認させていただきました。ただ、モデル事業での利用数、また時間は限定的なものであったと認識しております。一方、国の統計を見ますと、午後六時以降の放課後児童クラブの実施数というのは増加しております。

区といしましても、延長時間帯での利用しやすい運営方法などに課題があり、再開に当たっては再度、保護者の実態などを確認する必要があると認識しております。

今回のアンケートでは、狭隘化、大規模化の解消に向けての民間の放課後児童健全育成事業者の活用も視野に入れ、区独自の運営方針の策定に向けて、ニーズなどの調査をするとともに、実施時間延長モデル事業を見据えた保護者と子どもの帰宅時間に関する困窮の状況を確認し、利用しやすい実施方法などの検討に生かしてまいりたいと考えてございます。

具体的には、この一年間で運営時間が午後六時十五分までで実際に困った経験があるかどうか、その際どのように対応したかなど、保護者の状況を踏まえ、区が運営すべき延長実施時間や対象人数などを把握し、まずは現状に合った実施時間延長モデル事業の仕組みづくりに反映させたいと考えてございます。

◆福田たえ美 委員 二十三区中二十二区において時間延長を実施し、国も家庭状況に合わせた時間延長の増加が顕著であることを指摘しております。先延ばしにする理由が全く見つかかりません。経済社会状況の不安定さゆえ、働く環境も厳しい状況の中で必死に働く家庭を支えていくのが区の責務と考えます。

新BOP学童の実施時間の延長は、区も必要性を認めているので、先延ばしをせず、モデル事業の再開に踏み切るべきです。区のスケジュールについて伺います。

◎柳澤 子ども・若者部長 放課後児童クラブの運営時間については、国が示す運営指針

の解説において、保護者の就労時間や就労状況が多様化している実態を踏まえて、地域における保育所の開所時間や開所日などを参考にすることが望まれるとしてございます。また、二十三区においては、二十一区の公設で放課後児童クラブの時間延長を実施してございます。残り一区は、放課後児童健全育成事業と違う取組をしているところがございます。

新BOP学童クラブの実施時間延長モデル事業の再開に向けては、現在、保護者アンケートを実施してございまして、その結果を踏まえて実施内容も含めて検討し、議会の御意見なども伺いながら、九月までには判断し、お示ししたいと考えてございます。

まず、休止している実施時間延長モデル事業の本年中の再開に向けて、子どもと保護者のニーズに合った持続可能な仕組みとなるよう検討を進めてまいります。

◆福田たえ美 委員 あり方検討会の報告書のアンケートには、放課後を過ごす場所に求められる条件に、学校から近い、家から近いが上位に入っています。区が示した時間延長の児童は一部を外出しという考え方も出しておりました。分断を生み、かつ、ニーズとの乖離が生まれます。全校での時間延長への対応をすべきであります。

早急に全校で新BOP学童クラブの実施時間延長を実施すべきと考えますが、区の見解を伺います。

◎柳澤 子ども・若者部長 新BOP学童クラブの実施時間延長につきましては、モデル事業が一旦休止となつてございますので、まずは再度モデル実施をしまして、全校実施に向けた課題を検証、検討していくものというふうに考えてございます。

区といたしましては、モデル実施の状況を確認するとともに、学校外の民間の放課後児童健全育成事業者の誘導も検討してございますので、こうした取組との整合を図りながら、時間延長を本格実施するとした場合の必要な人員の確保、実施時期や規模など、諸課題についても検討を進めまして、令和四年中に見通していきたいというふうに考えてございます。

◆福田たえ美 委員 私からの質問を終わり、いたい委員に替わります。